

## 埼玉県農林部優秀設計委託業務表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県農林部が発注した建設工事に係る設計委託業務を優秀な成績で完了した受託業者及び管理技術者を表彰することにより、受託業者の技術の向上を図るとともに、設計委託業務の適正な履行を確保することを目的とする。

### (対象業務)

第2条 表彰の対象業務は、農林部が発注した建設工事に係る設計委託業務（測量、地質・土質調査との合併を含む。）のうち、表彰実施年度の前年度に完了した設計委託業務とする。

### (表彰の種類)

第3条 表彰は、「優秀賞」と県内の設計業者を対象とする「奨励賞」とする。

### (表彰の基準)

第4条 表彰は、次の各号いずれかに該当し、他の模範となるものに対して行う。

- (1) 高度な解析・分析や構造計算を要する設計、又は工法選定や施工計画等において難易度の高い検討を要する設計を、優秀な成績で完了した。
- (2) 提案力や技術力に優れており、成果品の品質が特に高い。
- (3) コスト縮減や環境配慮などが特に優れている。
- (4) 業務履行にあたり、受託者の熱意、努力が認められる。

### (欠格事項)

第5条 第2条及び前条の規定に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、受託業者が埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止の措置又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- (2) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、受託業者が埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に該当し、入札参加除外等の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである場合。
- (3) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。

(4) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わない。

(候補者の推薦)

第6条 表彰対象業務の推薦については、別に定める実施基準に基づき、それぞれの業務の発注課所長が、審査委員会委員長（以下「委員長」という。）へ推薦するものとする。

(審査委員会)

第7条 第4条の規定による表彰について、その可否を審査するため審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、別表1の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。

6 副委員長及び委員は、やむを得ない事情があるときは、所属する組織の職員に代理させることができる。

7 委員会は、別に定める実施基準に基づいて、専門的事項を調査、審議して、表彰候補者を選定する。

8 委員長は、審査において必要があるときは、原則として実施基準に定める評定員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(被表彰者の決定)

第8条 農林部長は、委員会の審査結果に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、年1回農林部長が行い、表彰状を授与する。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局は、農村整備課に置く。

(実施基準)

第11条 この要綱の実施に関し必要な基準は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 8 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 10 月 8 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。

別表 1 審査委員会の構成

区 分	職 名
委 員 長	副部長(農村整備課所管)
副委員長	副部長(森づくり課所管)
委 員	農業政策課長 森づくり課長 農村整備課長